

長崎県開発許可制度の手引き
 (近年の主な開発許可制度の改正経緯)

近年の主な開発許可制度の改正経緯 (中核市制度以降)

年度	全国	県内
平成 6 年 (1994)	・ 中核市制度関係政令公布	・ 県手引き改訂
平成 9 年 (1997)		・ 長崎市へ権限移管
平成 11 年 (1999)	・ 開発許可事務等の自治事務化 ・ 中核市及び特例市に開発審査会を設置	
平成 12 年 (2000)	・ 都市計画区域外における開発許可制度の導入 ・ 既存宅地制度の廃止 ※土砂災害防止法の制定	
平成 13 年 (2001)		・ 佐世保市へ権限移管 ・ 県手引き改訂
平成 18 年 (2006)	・ 大規模集客施設の立地規制強化 ・ 病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を許可要件化 ・ 国、都道府県が行う開発行為を許可(協議成立)要件化 ・ 宅地造成等規制法改正に伴う許可基準の一部改正	
平成 21 年 (2009)		・ 県手引き改訂(HP)
平成 23 年 (2011)	・ 津波災害特別警戒区域(本県指定なし)内の基準強化	・ 諫早市へ権限移管
平成 30 年 (2018)	・ 用途地域に田園住居地域を追加	
令和 3 年 (2021)	・ 各種申請書類の押印廃止	
令和 4 年 (2022)	・ 災害レッドゾーンにおける規制強化 ・ 市街化調整区域における災害レッドゾーン、イエローゾーンでの規制強化	・ 県手引き改訂(HP)